

令和6年第6回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（14名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	14番	佐々木敏春
15番	森鉄也	16番	伊藤竹文

1、本日の欠席議員（1名）

13番 佐々木春男

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 今野和彦 次長 加藤潤
班長兼副主幹 今野真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	警防課長・通信指令課長	土井日出司

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

令和6年9月10日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第66号 消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結について
- 第2 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 第3 議案第46号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告及びその承認について（専決第13号）
- 第4 議案第47号 にかほ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第48号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第49号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第50号 にかほ市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第51号 にかほ市鶴泉荘条例を廃止する条例制定について
- 第9 議案第52号 にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第10 議案第53号 本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更について
- 第11 議案第54号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止について
- 第12 議案第55号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について
- 第13 議案第56号 令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第57号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第58号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第59号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第60号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第61号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第62号 令和5年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第20 議案第63号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第21 議案第64号 令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第65号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第23 一般会計予算決算特別委員会の設置
- 第24 議案の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号と同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についてが追加提案されております。これを本日の議事日程に含めております。

ただいまの件について、本日議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。本日9時30分から議会運営委員会を開催し、本日提出された追加の議案について協議いたしましたのでご報告いたします。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

本日追加されましたのは、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についての1件であります。

追加された議案については、本日の本会議において当局からの提案理由説明、議案質疑を行い、議案第66号を追加した付託表のとおり委員会に付託することとして決定しました。

なお、議案第66号に関する質疑については、通告なしでも受け付けることといたします。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日提出されている議案第66号について、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号については、そのように決定しました。

日程第1、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日提出しております追加議案の要旨についてご説明をさせていただきます。

議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についてであります。

契約の方法は条件付き一般競争入札により、契約の金額6億610万円で、契約の相手方宮城県仙台市の株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部と工事請負契約を締結するため、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨を説明させていただきましたが、補足説明については担当部課長が行いますので、よろしくをお願いします。

●議長（宮崎信一君） 次に、補足説明を行います。消防長。

●消防長（須田勇喜君） それでは、議案第66号について補足説明をいたします。

説明資料をご覧ください。

現在使用している消防救急デジタル無線設備の機器構成図です。この設備は、導入から11年経過し機器の老朽化が進み、経年劣化による故障も見られるため、機器等の更新を実施するものです。赤枠の部分は、令和5年度の消防指令センター更新業務で消防救急デジタル無線設備とリンクしている非常電源を更新したものです。赤枠以外の消防救急デジタル無線設備について、令和6年度は、設計、製作を実施し、令和7年度に設置工事等を実施するものです。工期は議決のあった日から令和8年3月11日までとするものです。財源としては、緊急防災減債事業債を活用し整備します。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） これで補足説明を終わります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についてから日程第22、議案第65号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの報告1件、議案21件、計22件を一括議題とします。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は演壇で行ってください。

初めに、報告第10号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終わります。

次に、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）から議案第55号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてまでの議案10件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第46号から議案第55号までの議案10件の質疑を終わります。

次に、議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから議案第62号令和5年度にかほ市水道事業会計決算認定についてまでの、議案6件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第57号から議案第62号までの議案6件の質疑を終わります。

次に、議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。2番齋藤光春議員

●2番（齋藤光春君） おはようございます。

議案番号63、議案名、令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

第3表債務負担行為補正の中の、若者支援住宅整備事業7億2,000万円について質疑いたします。

議案説明では、住宅整備20戸及び供用開始後20年分の維持管理・運営費として限度額7億2,000万円の債務負担行為を設定するとなっております。限度額の内訳は調査設計から建設費等の施設整備費として5億2,800万円、開業準備費200万円、20年間の保守管理・施設修繕等で1億9,000万円とのことでした。

この限度額の積算根拠は「現段階での類似施設を参考とした金額で、入札公告までにさらに精査する」とのことですが、説明にあった「類似施設」とは具体的にどこの施設を参考にしたのか、参考にした地域や件数と合わせて伺います。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策官）（須田美奈君） それでは、齋藤光春議員の議案質疑にお答えいたします。

今回の業務は、従来型発注方式のように設計書を作成し、設計額から予定価格を設定し入札を行うものではありません。事業者からの価格・技術提案を事業者選定委員会で総合的に評価し、選定する方式で、この場合入札公告を行う際に予定価格を設定する必要があります。そのためアドバイザー事業者において、類似施設の調査を行い、算出した額を上限額として債務負担行為を設定するものであります。

ご質問の、類似施設とは具体的にどの施設を参考にしたのかであります。施設の整備費用のうち建物の価格につきましては、一般財団法人建設物価調査会が提供している建築工事の契約価格の事例データを参考にm²単価を設定しております。この事例データでは、具体物件までの特定はできませんが、地域や年度、建物の用途などで契約価格の状況を把握する事ができます。今回は北海道、東北、北関東の7件の集合住宅の事例を参考にしています。具体的には、2019年から2023年までに整備された建築物で用途は集合住宅、延べ床面積は2,000m²以下、2階建て、構造については指定しない条件で該当する物件を参考として算出しております。駐車場や植栽、照明等の外構の価格については、国交省が公表している新営予算単価やカタログ価格等を参考に単価を設定し算出して

ます。

また、設計に関する費用、工事監理に関する業務の価格については、建築事務所への報酬算定の基礎となる令和6年国土交通省告示第8号を参考に、略算にて同規模の共同住宅の設計、工事監理にかかる費用を算定しています。

その他、住宅性能評価や建築確認申請等の費用は、想定される範囲で費用を算定しています。保守管理・運営費については、建築物のライフサイクルコストに関する資料や公営住宅の長寿命化計画マニュアルをもとに算定しています。ここには、入居者対応の対応費用も見込んでいます。このように項目ごと、類似事例や公的資料を基に算出した金額をもとに、債務負担行為の上限額を設定しています。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今詳しく説明していただいたんですけども、私も調べてみたところ、国交省の令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等についてという資料を私も調べてみました。ほとんどこれは、都会型でもありませんし、豪雪型でもありませんので、一般型の住宅の範囲内だと私は推察いたしました。その中で見ていきましても、用地取得に関しましてほとんど一般的な用途にあるということでしたが、まず一つは7億2,000万円のうち補助金とかいただいてやっていくということですけども、単純計算で計算してみました。例えば建屋だけだと5億2,800万円これを、40m²と55m²、それぞれ16戸と4戸ですが、これで換算しますと860m²で1m²あたり61万4,000円という金額が出てきます。1LDKの40m²1戸あたりでいくと、約2,455万8,000円これを20年間の月額で割ると、10万2,000円くらいですか。それから、1LDK55m²1戸あたりでは3,367万7,000円これを20年間の1戸あたりでいくと14万円という、これは単純計算です。あと、どれくらいのもので作られるのかと思って調べてみると、例えば債務負担行為の方で7億2,000万円全額での計算でいきますと40m²1戸3,348万円、55m²1戸あたり4,600万円です。これは1か月の単純計算でいくと13万9,500円と約20万円です。これくらいの金額でどれくらいのものでいいのか秋田市の方のマンションなども調べてみました。2LDKで3,310万円、3LDKで3,350万円という金額です。このようなマンションで組むとしたら35年払いとかで、月6万円から9万円、年2回のボーナス払いです。で、3,300万円の建築費用でどれくらいできるのかということを一一般の建築家に聞きましたところ、かなり素晴らしい家が1軒建てて出来るということでした。市内の分譲マンションと比較しても、同じような金額だとすればどれくらいのクオリティのものをもとめてこの金額で計算されているのかということが一つです。加えて補助金もごございますので、実質の本市の返済額はどれくらいになるのか、教えてください。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策官）（須田美奈君） 今回は債務負担行為でありますので、説明にもありましたけれども、今後クオリティを検討していくうえで、そこで正しい予定価格が生じてくるということだと考えております。現時点でお示ししてあるのは40m²何棟、55m²何棟、何室というところだけですので、詳しいクオリティにつきましては現時点ではまだお答えできません。ただし、設計単価につきましては、建物調査の平均単価を使用しているというところでお答えさせてい

ただきたいと思います。実際の返済額につきましては、家賃設定とかもございますので、今手持ちとしてこの積算にあたる償還の額、詳しい額は今手持ちとして持ち合わせておりません。

●議長（宮崎信一君） 最後です。齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） これから設計するということで簡単にいかないということなんですけれども、やはり返済する、これははっきり言えば借金ですから、地方債、市債というのは、返済しなきゃいけない。将来的な見通しを持ったうえでの事業計画だと思います。先ほども言いましたが、1戸当たりの施設のクオリティがかなり高いのではないかと、是非そういうところに住んでみたいと思うくらいの金額でしたので、ただ将来的にこれが経済的な、それから地域活性化の効果的な形で進められることを望むんですが、これからの地方債返済が20年といいますと、にかほ市の人口の推計では2044年あたりがどれくらいかご存じだと思いますけれども、先日監査委員からも指摘があったようにこれから、自主財源は厳しくなってくるのではないかとということが指摘されております。この入居者の家賃ということは、非常に厳しいところもあると思います。最後に一つだけお聞きします。家賃で不足額が生じた場合、年間の支払額がまだ出てないということでしたが、年間の支払いが家賃では足りなかった場合それを補うのはどのような形でこの債権の返済にあたるのか教えてください。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策官）（須田美奈君） 返済にあたる財源としては一般財源が当てられることとなります。

●議長（宮崎信一君） これで議案第63号の質疑を終わります。次に、議案第64号令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてから、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についてまでの議案3件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第64号から議案第66号の議案3件の質疑を終わります。

日程第23、一般会計予算決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）及び議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、並びに議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての3件の審査のため、議長を除く議員14人をもって構成する一般会計予算決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。16番伊藤竹文議員。

しばらく休憩します。

午前10時24分 休憩

.....

一般会計予算決算特別委員会会議録

出席委員（13名）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	5 番	齋 藤 雄 史
6 番	齋 藤 聡	7 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

.....

欠席委員（1名）

13 番 佐々木 春 男

.....

議会事務局職員

議会事務局長	今 野 和 彦	次 長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深		

.....

説明員

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	小 園 敦	総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須 田 美 奈	市民福祉部長	佐々木 修
農林水産部長	阿 部 光 弥	建 設 部 長	原 田 浩 一
商工観光部長	池 田 智 成	教 育 次 長	佐 藤 喜 仁
消 防 長	須 田 勇 喜	会 計 管 理 者	齋 藤 稔
総 務 課 長	齋 藤 邦	総 合 政 策 課 長	高 橋 寿
財 政 課 長	齋 藤 真 紀	警 防 課 長・通 信 指 令 課 長	土 井 日 出 司

.....

午前10時25分 開 会

●年長委員（伊藤竹文君） それでは、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は13人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、委員長は副議長が務めることになっていますので、一般会計予算決算特別委員会委員長は、副議長の私、16番伊藤竹文が就くことにいたします。同じく副委員長には、申し合わせにより、各常任委員会の副委員長が輪番で務めることになっておりますので、3番佐々木正勝委員を推薦します。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には私、16番伊藤竹文が、副委員長には3番佐々木正勝委員が決定しました。

16番伊藤竹文と3番佐々木正勝委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知いたします。

以上をもちまして、年長委員としての職務を終了いたします。

引き続き私が議事を進行いたします。

【一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君）が議事をとる】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 一般会計予算決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例に定める常任委員会をそれぞれ一般会計予算決算特別小委員会に改め、一般会計予算決算特別委員会に付託予定の議案第46号、議案第56号及び議案第63号を一般会計予算決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算決算特別委員会を散会いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 散 会

.....

午前10時29分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第46号から議案第66号までの議案21件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午前10時29分 散 会
